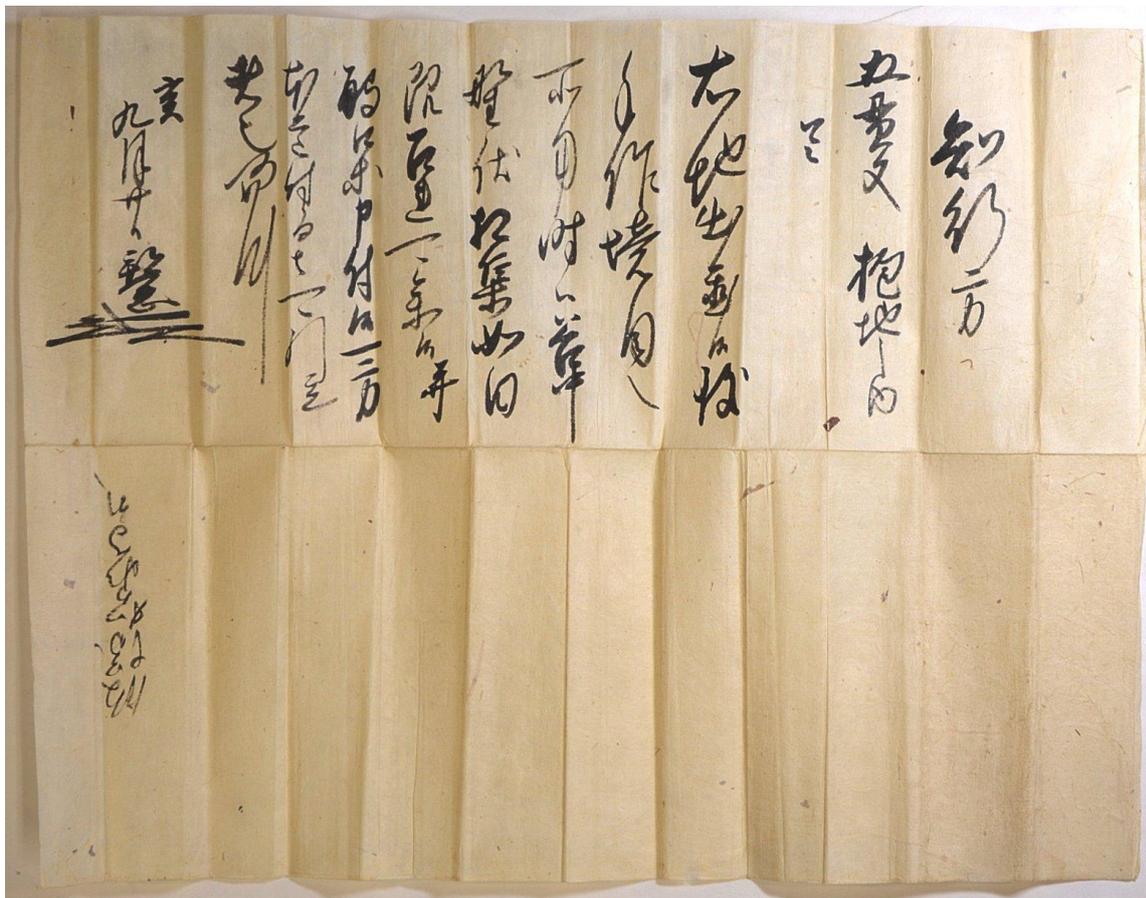


【7】猪俣邦憲判物 (亥II天正十五年…一五八七年)

(藤岡市・飯塚家文書 P八二二四 No.一二二九二)



《釈文》

知行方

五貫文 抱地之内

以上

右地出置候、致二

手作一、境目之

所用時八谷中

野伏相集、如二日

限二召連可レ参候、并

触口等申付候、一方

本意付而者、可二引立二

者也、仍如レ件

亥 九月廿日

飯塚和泉守殿

邦憲 花押

《読み下し》

知行方(ちぎようかた)

五貫文 抱地(かかえち)之内

以上

右の地、出し置き候、手作(てづくり)致し、境目の所用(しよよ)時八谷中の野伏(のぶせり)相集め、日限の如く召し連れ参るべく候、並びに触口(ふれぐち)等を申し付け候、一方本意に付いては、引き立つべき者なり、仍って件のごとし

亥 九月廿日

飯塚和泉守殿

邦憲 花押

《用語》

【知行】古代末・中世、田畑山野などの所領を領有して耕作し収穫をあげるなど、事後的支配を行なうこと。また、その支配している土地。

【貫文】中世、土地や所領の規模、負担能力などの表示に用いられた単位。土地・所領の貫高（かんだか）は、年貢や軍役の賦課基準となった。北条氏の場合は田一反五〇〇文、畑一反一六五文が標準的な換算であった。北条氏の公定米価は一〇〇文なら一斗二升で、五〇〇文なら六斗であった。

【抱地】猪俣氏の所有地。

【出置】所領を与えること。

【手作】田畑を手ずから耕作経営すること。中世以後、地主が農民に労役を課したり雇用したりして田畑を直接経営すること。

【所用】必要なこと。また、そのもの。入り用。

【野伏】南北朝～室町時代の武装農民集団。「野臥」とも書く。

【触口】小田原北条氏のもとで置かれた、支城主や郡代の命令を郷村に伝達する役目。

【本意】本来の志。かねてからの希望。

【引立（ひきたて）】人を重んじて特に挙げ用いること。特に目をかけること。ひいきにすること。

【亥】天正十五年Ⅱ西暦一五八七年。

【邦憲】猪俣能登守邦憲。初め富永助盛と称し、天正八年（一五八〇）から同十年の間に改名。天正七年以降北条氏邦を中心に進められた北条氏の上野国領有化の中で重要な役割を果たした。同十五年九月から箕輪城主となり、知行を宛がい軍事指揮に当たる。同十七年沼田城主に転じ、小田原本城の北条氏の命を受け真田昌幸の名胡桃城を奪取し、秀吉による小田原攻撃の口実を作った。小田原落城後に磔にされたとされるが、不明。

（『戦国人名辞典』より）

【飯塚和泉守】はじめ飯塚六左衛門尉、のち飯塚和泉守を名乗る。天

正八年から長井政実の被官（家臣）となり、長井氏没落後は北条氏に従い、一時北条氏邦家臣の猪俣邦憲の被官になる。

《解説》

天正十五年（一五八七）飯塚和泉守が、猪俣邦憲より「抱地之内」から五貫文の知行地を与えられた史料です。これより当時の飯塚氏は、北条氏の被官でなく、猪俣氏の被官となっていたことがわかります。「境目之所用」（境目で何か起きた時は）に際しては、北谷中の野伏（野武士Ⅱ武装化した農民）を集めて引き連れることを命じられています。一方、和泉守は北谷の触口に任じられ、北条領国の支城主や郡代の命令を郷村に伝達する任務を与えられたのでした。

天正十五年北谷は、箕輪城付の直轄領から北条氏邦の家老で箕輪城代だった猪俣邦憲の「知行分」となったと考えられます。そして飯塚氏も上の史料にあるように邦憲の被官となり、触口にも任じられたのでした。また、緊急時には野武士を率いて戦争に動員されることになり、猪俣氏の軍事指揮下に入ったことがわかります。

天正十五年から十六年初めにかけて、豊臣政権と対立を深めた北条氏は、豊臣軍来攻に備え国を挙げて防衛体制を構築していました。村や民衆に対しても戦争協力を求めたのでした。例えば、同年八月当秋の穀物については収納しだい、箕輪城に搬入し一俵も村に残さぬようにとの命令が北条氏邦から出されています（「飯塚家文書」No. 一二二八九）。

なお北条氏領国の地侍（土豪）には、飯塚氏のように本拠地の年貢分を免除された在郷被官、本拠地以外に給分（知行地）を得た給人、の二タイプがありました。前者は在地とのつながりを維持し続け、後者は戦国大名との関係を強化し武士として生きる道を選択する者が多かったです。